



●発行：宗教者9条の会・大分 ●〒879-5102 由布市湯布院町川上 3561 見成寺 TEL 0977-84-2257 FAX 0977-84-5203

# 『希望としての憲法九条』

日本基督(キリスト)教団 別府野口教会 吉武二郎

1944年(昭和19年)3月発行の「教師の友」。それは教会に来ていた子どもたちに、どう聖書を解き明かすかの教案ですが、以下のような文章があります。

「・・・日本一億の民は今、大君のため大東亜十億の友のために自分をすて、盡さうとして居りますが、私たちはキリストの愛に押迫られて一にも二にも神のため御國のため人のためにと肉をさき血を流し生命をさ、げても盡しきるものをなりませう。之こそキリストを信する少國民の進む可き道です」。

今の感覚から思えば、聖書の内容から全く逸脱しているとは思えません。しかし、当時を生きた人達の真剣さを、今の時代感覚だけで軽々しく推し量つたり、裁いたりすることなどは出来ないでしょう。いや、だからこそ、今を生きる私たちが

時代流に染まるのではなく、今の時代ゆえにやるべき事を共に考え、再び戦争へと進む流れを作らないために、世代を超えて力を合わせる必要があります。

私はいわゆる戦後世代であり、憲法九条の精神を小学校の素晴らしい先生達に教えられた

記憶があります。武力的な威嚇によらず紛争を解決するというその精神は、いつも心にひっかかっていましたし、友達関係など個人個人の平和とも深く関連していると思ってきました。

私が教会の戦争責任について知ったのは、神学校で学んでからのことでした。戦前、国策として宗教団体法のもとで教派の合同が進み、日本基督教団創立に至ったこと、飛行機献納や、歪めた聖書解釈をもとにアジア

諸国の教会に神社参拝を強要した経緯等。個人個人においては戦争に抵抗した側面も持ちながらも、教団として戦争協力に傾

のであります(部分)。それは人間として大切な言葉「ごめんなさい」を言える大人、そう言える教会の姿だと思います。その時からアジアの諸教会との和解も始まってきました。またこのような姿勢は、既にドイツで心ある教会が戦後すぐの1945年10月にシュトゥットガルト罪責宣言」を表明していました。そこには「・・・われわれはナチの権力支配のなかにその恐るべき姿をあらわした霊に抗し、長い年月を通して戦ってきた。しかしながら、われわれは自らを告発する。われわれがもっと大胆に告白しなかつたことを、もっと忠実に祈らなかつたことを、もっと喜んで信じなかつたことを、そして、もっと燃えるような思いをもって愛さなかつたことを・・・(部分)」とあります。ここには宗教者としての共通のテーマもあるように思

います。夢を描きにくい現代にあつて、武力によらない平和への情熱を決して絶やさないことが、宗教が異なっても互いに大切にしてゆく課題だと思つて

います。次の世代を生きる子どもたちに希望としての憲法九条を手渡したいと願います。

忘れてはならない  
大政にのみこまれ  
信仰の名のもと  
小国民となったことを

**日本国憲法 第9条**  
日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。  
前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

「第一次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」として表明しました。「・・・わたくしどもは、教団成立とそれにつづく戦時下に、教団の名において犯したあやまちを、今一度改めて自覚し、主のあわれみと隣人のゆるしを請い求めるも

## 日蓮と平和

日田市 妙榮寺 掛橋泰定

今回、『立正安国論を中心  
に日蓮と平和を語る』という  
題をいただきました。宗旨教  
派が違う中で、その任に当た  
るのは荷が重いとは思いますが、  
よろしくお願いいたします。  
す。

まず、「立正安国論」の前  
に、1280年（弘安三年59  
歳）に著された、『諫暁八幡抄』  
を紹介して、その著述の背景  
を説明したいと思います。

「日蓮は去ぬる建長五年四  
月二十八日より、今弘安三年  
十二月に至るまで二十八年が  
間、また他事なし。ただ妙法  
蓮華經の七字五字を日本国の  
一切衆生の口に入れんと励む  
ばかりなり。これすなわち、  
母の赤子の口に乳をいれんと  
はげむ慈悲なり。（中略）涅  
槃經に曰く、一切衆生の異の  
苦を受くるは悉く是れ如来一  
人の苦なり等云々。日蓮曰く、  
一切衆生の同一の苦は是れ日  
蓮一人の苦と申すべし。」

建長五年の立教開宗の年か  
ら現在に至るまで、

「一切衆生の個々の苦しみ  
はすべて如来がお引き受けく  
ださる」と、涅槃經の文によっ  
て領解された聖人は、「母の  
慈悲、衆生の同一の苦しめ、  
日蓮一人の苦」、それを時代  
の中で背負おうとし、立正安  
国論建白の行動を起こしたと  
考えられます。

その行動の根幹が、末法に  
おける、地涌の菩薩の自覚で  
す。

聖人は末法における法華經  
の行者たらんと自覚されてお  
られますが、「行者」とは、『釈  
尊滅後に出現すると法華經に  
予言されている、菩薩として  
の自覚を持って行動する者  
（地涌の菩薩）であり、その  
予言に応え、法華經を身口意  
の三業によつて行い持つ者』  
と規定されます。

『法華經 從地涌出品第  
十五』には、

「そのときに他方の国土のも  
ろもろの来れる菩薩摩訶薩の  
八恒河沙の數に過ぎたる、大  
衆の中において起立し合掌し  
礼を作して、仏にもうしても  
うさく、世尊、もし我ら仏の  
滅後においてこの娑婆世界に  
あつて、勤加精進してこの經  
典を護持し誦誦し書寫し供養  
せんことをゆるしたまわば、  
まさにこの土において広くこ  
れを説きたてまつるべし。そ  
のときに仏、もろもろの菩薩  
摩訶薩に告げたまわく、止み  
ね、善男子、汝等がこの經を  
護持せんことをもちいじ。ゆ  
えはいかん、わが娑婆世界に  
おのずから六万恒河沙等の菩  
薩摩訶薩あり。一一の菩薩に  
おのおの六万恒河沙の眷屬あ  
り。この諸人等よく我が滅後  
において、護持し誦誦し広く  
この經を説かん。」と。

「一切衆生の個々の苦しみ  
はすべて如来がお引き受けく  
ださる」上に、「釈尊が、他  
方の佛国土の菩薩摩訶薩の布  
教の願いを退けて、娑婆世界  
の地涌の菩薩の出現を予言さ  
れ」ている以上、「衆生の同

一の苦しみを日蓮一人の苦と  
捉えて」行動することは、末  
法に生きる行者の必然である  
と。

それらを参考に、『立正安  
国論』を拝見すると、聖人の  
意図ははっきりするのではな  
いでしょうか。

1260年（文応元年39  
歳）、前の執権北条時頼に建  
白したもので、旅客と主人と  
の間答形式です。すべて漢文  
で書かれています。冒頭  
の一文は、

「旅客来たりて嘆いて曰く、  
近年より近日に至るまで、天  
変地天、飢饉疫癘、遍く天  
下に満ち、広く地上にはびこ  
る。牛馬巷に斃れ、骸骨路に  
充てり。死を招くの輩、既に  
大半を超え、これを悲しまさ  
るの族、敢えて一人もなし。」  
と、天災や飢饉・病気の蔓延  
が人々を苦しめている現状を  
嘆くところから、為政者の姿  
勢を正すことによつて安国が  
顕現されるとします。

その要旨は、「正法・像法  
が過ぎ、今末法となつて、厭  
離穢土・欣求浄土の教えばか

りが世に流行して、釈尊の最  
も真意を伝える末法救護の法  
華經が捨て去られている。そ  
のために、国土を守護する善  
神も聖人も国を見捨て、逆に  
悪魔・悪鬼が力を得て暴れ、  
その結果国中に災難が起り  
万民が苦しむのである。」「そ  
の対策は、悪法・邪説・謗法  
を禁圧し、すべての人が正法  
である法華經に帰依すること  
である。」「もしこの方策が行  
われなければ、薬師經・大集  
經・金光明經・仁王經にいう、  
三災七難のうち未だ現れてい  
ない、他国侵逼難・自界叛逆  
難が起り、日本滅亡にもつ  
ながりかねない。」「よつて、  
即刻謗法を禁じ、その誤った  
信仰を改めて、実乗の一善た  
る法華經に帰依せよ。この世  
界はもともと佛国であり、法  
華經によつてその佛国が顕現  
され、十方はことごとく宝土  
となり、佛国・宝土に衰亡は  
ありえないから、人々も心身  
ともに安全となるであらう。」

体が曲がれば影も曲がるよ  
うに、精神の不正が環境の不

調和をもたらし、天災は人間の心のすきまに宿る慢心の悪魔によって倍加する。さらに、人間の道理が退廃すれば社会

は混乱し、正義が見失われれば必ず平和は脅かされる。「立正」と「安国」は一体のもので対立させるものではなく、正法を立てれば必ずと国は安んずるのであり、安国を求め

るならば、まず社会全体の心の世界を正しい仏法の教えによって改めなければならぬ。世の中の不幸は、単に個人の心の持ちようで決まる問題ではなく、社会的な問題でもある。時代が病む時は、個人

の意味の平安な国土社会は実現しない。(日蓮宗信仰読本より)

さらに、聖人は『開目抄』(1272年)に「邪智謗法の者多き時は折伏を前とす。常不軽品のごとし」と、不軽菩薩の但行礼拝をもって、謗法の者を折伏すると言います。

『法華経 常不軽菩薩品第二十』には、

「この比丘およそ見るところある。若しは比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷をみな悉く礼拝讃歎して、この言を作さく、我れ深く汝等を敬う。敢えて軽慢せず。ゆえはいかん。汝等みな菩薩の道を行じて、まさに作仏することを得べしと。しかもこの比丘、もっぱら經典を誦誦せずして、ただ礼拝を行す。乃至遠く四衆を見て、亦復ことさらにゆいて礼拝讃歎して、この言を作さく。我れ敢えて汝等を軽めず。汝等みなまさに作仏すべきがゆえに」

謗法者への折伏という言葉には無理強情な布教というイメージがあり、聖人もそういった印象で語られることが多いようですが、「我れ深く汝等を敬う。敢えて軽慢せず。乃至遠く四衆を見ても、ことさらにゆいて礼拝讃歎す」と、今の時代には柔らかく受け入れられる姿勢が必要であると説いています。

但し、「大涅槃経に云く、『譬えば、王の使のよく談論し方便に巧なる、命を他国に奉ずるに、寧ろ身命を喪うとも終に王の所説の言教を匿さざるがごとく、智者もまたしかなり。凡夫の中において身命を惜しまずして、かならず大乘方等如来の秘蔵は、一切衆生に皆仏性あることを宣説すべし』と。余、善比丘の身たらずといえども、仏法中怨の責を通れんがために、ただ大綱を撮つてほぼ一端を示す。』(『安国論』)と、涅槃経をひいて、法華経こそが生身の本師積尊であり、その御教えに従わねば、「仏法の中の怨」となつて、仏弟子たり得ない

と言われるのが、聖人の仏教受容と伝道の基本であることは確かです。

そして、『安国論』の最後では、客にこう語らせています。「いよいよ貴公の慈誨を仰ぎて、ますます愚客の痴心を開き、速かに対治を回らして、早く泰平を致し、先ず生前を安んじ、さらに没後を扶けん。」

「衆生の同一の苦しみを日蓮一人の苦と捉え」「法を誇る時代にあつて、四衆を選ばず、軽んじず、但行礼拝を行じ」「寸心をあらためさせよ」とする姿に徹する行動が、すなわち積尊の教えに合う仏教者たる日蓮の、平和への願いであり、祈りとなるのではないでしようか。

## 第四回 公開講座のお知らせ

講師

伊勢崎賢治さん

1957年、東京生まれ。

早稲田大学院理工学研究所修士課程終了。

日時 5月10日(土) 開場午後一時半

会場 大分コンパルホール 入場カンパ

インド留学中、スラム住民の居住権獲得運動に携わる。国際NGOに身を置きアフリカ各地で活動後、東チモール、シエラレオネ、アフガニスタンで紛争処理を指揮。現在、東京外国語大学院地域文化研究科平和構築学紛争予防学講座(PCS)教授。

著書に『インド・イスラム・レポート』『東チモール県知事日記』『武装解除―紛争屋が見た世界』などがある。

年会費納入・カンパを  
よろしくお願ひします。

世話人 (◎代表者)

- 無着成恭 曹洞宗 泉福寺
- 酒迎天信 日本山 妙法寺
- ◎日野詢城 大谷派 見成寺
- 林 正道 大谷派 安養寺
- 西郡 均 本願寺派 誓岸寺
- 古谷 聡 大谷派 蓮照寺
- 佐々木淳二 大分メソヂスト教会
- 掛橋泰定 日蓮宗 妙栄寺
- 藤田宏紀 パプテスト連盟大分教会
- 大在 紀 本願寺派 長光寺

### 宗教者9条の会・大分 事務局

〒879-5102  
由布市湯布院町川上 3561 見成寺  
TEL 0977-84-2257  
FAX 0977-84-5203  
年会費 3,000円  
郵便振替口座 01720-1-111731



電話 097-532-4240  
会場 大分キリスト教会  
大分市城崎町2-6-12  
コメントーター 江林智静  
イサク奉献を手がかりとして

### 『今を語ろう』連続談義

この学習会は、公開討論会の形を取りますので多数の参加者を募集し、自由な意見交換を求めます。

第七回 4月17日(木) 2時より

テーマ 「真宗と靖国」

### 編集後記

■満開の桜が散り始めました。この時期は進級、進学、就職、転職、退職等いろいろな形でスタートが切られています。50前で退職した友人がいます。カムアウトしたのが4月1日だったので、周りはエイプリルフールでしょう、とか、えっ生活大丈夫？とかいいながら、心配しているのですが、本人はただガハハと笑うばかり。「弁当屋でも始めたら」と真面目に進言する友もいます。

■桜といえば「靖国神社」(前回の都台で中断した文章を載せませう)

靖国問題に関連して、靖国神社第六代の宮司松平永芳について調べています。A級戦犯合祀の張本人として、昭和天皇から「あの馬鹿」とまで呼ばれ、中曽根首相からも疎まれた存在です。

前任の宮司は平和主義者で、厚生省から打診のあったA級戦犯の名簿を宮司預かりとしていたそうです。松平は就任早々、保留扱いの名簿をその年(昭和53年)10月17日に『昭和殉難者』として合祀しました(東条英機らA級戦犯14名)。

松平のかかる決断について、彼は大義をもって弁明しています。が、説得力はありません。しかし彼固有の動機について注意を払う

と、少し見えてくる問題もあります。

松平の義父はBC級戦犯として死刑に処せられたそうです。(A級戦犯は、「平和に対する罪」であるのに対し、BC級はそれぞれ「通例の戦争犯罪」「人道上の犯罪」と定義づけられています。)死刑判決を受けた戦犯の多くは遺書等を遺すことが許されず、遺骨も秘密裏に焼却・埋葬されたそうです。(BC級戦犯については就任前にすでに合祀されていました。)

問題は、それを機に昭和天皇の参拝がなされなくなったことです。

(戦後、歴代総理大臣は在任中一般人として例年参拝していましたが1975(昭和50年)8月、三木武夫首相は初めて「総理としてではなく、個人として参拝した」と発言しました。それを最後に、それまで隔年で行なわれていた天皇の参拝が行なわれなくなったともいわれています。)

戦時中「現人神」として英霊(鬼神)の慰霊鎮魂を司っていた天皇が、「人間宣言」し、様々な要因で結局参拝しなくなってしまうと、2000万人ともいわれる国外の死者にたいして、「有責性」を担う存在が不在であることは、靖国神社の問題性を度外視するならば、ゆゆしきことも考えられます。

慰霊と鎮魂は、宗教的行為となります。

政教分離の原則の上で、どういう筋道として、慰霊と鎮魂を通して(その可否もひとまず置いておくとして)「有責性(応答可能性)」を回復していくかは、私たち宗教者にとつてとても重い課題としてあります。

■宗教者9条の会・大分もあと二ヶ月ほどで第二年度の事業が終了します。第一年度はそれぞれが所属する、宗派・教派・教団の戦争責任を問うてきましたが、本年度は「平和」がテーマとなり、公開討論会が行われてきました。本号もお二人から玉稿をいただいています。それぞれ連続座談のコメントーターを引き受けていただいたのですが、その時のお話はとても平易でわかりやすかったのですが、論文形式となりますと、どなたもとても難しい論調になります。

課題が重く、真摯に深く掘り下げざるが見て取れますが、自己(自宗・教派)に沈潜することが、どのようにして他者へいたることができるか、もまた重要な問いとしてあります。

とはいえ、法務の傍ら発題をいただき原稿をあげていただくご苦労を思うとただただ頭が下がるばかりです。(e)